

## 第 78 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和4年10月5日（水）10時00分から12時00分まで
場所	オンライン開催
出席委員	松本委員（委員長）、内田委員、折本委員、鳥谷部委員、半井委員
議題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>① 鞆松永線道路改良工事（工事用道路） 【東部建設事務所】</p> <p>② 県立障害者リハビリテーションセンター医療センター2病棟 LED照明改修工事 【営繕課】</p> <p>③ 令和3年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間・山腹工事 No. 7-2 【西部農林水産事務所東広島農林事業所】</p> <p>④ 一級河川 江の川水系 今出原川 河川災害復旧工事 （令和3年災第1503号・1523号） 【北部建設事務所】</p>
審議対象期間	令和4年4月1日から令和4年6月30日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

## 報告内容

## 議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	63件
指名競争入札	62件
随意契約	18件
合計	143件

- 指名除外措置を行った件数は14件  
 ○ 低入札価格調査を行った件数は2件  
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

## 意見・質問

## 回答

- 今期（第78回）の発注工事件数は143件で、前回（第77回）の281件、前々回（第76回）の452件と比較すると大幅に少ない。また、昨年も第1四半期の発注工事件数は他の審議対象期間（第2四半期～第4四半期）よりも少ない傾向にあるが、その理由は。  
 また、今期の随意契約比率（随意契約件数/全工事件数）は約12%で、他の審議対象期間の比率よりも低く、対照的に、第4四半期（1月～3月）は高い傾向（第76回は約20%、第72回は約34%）にあるが、その理由は。
- 第1四半期の発注工事件数が少ない要因として、予算確定時期が挙げられる。3月に次年度の予算が確定し、発注準備を始めると、5、6月頃から、徐々に発注工事件数が増加する傾向にあるため、第1四半期の発注工事件数が少なくなる傾向にある。  
 また、平成30年災害を契機に多数の災害復旧工事を施工しなければならない状況下で、次期出水期までに工事を終えて安全性を確保する必要があることから、従前と比較して、より年度末に随意契約の契約数が増加する傾向にあるため、第4四半期に随意契約比率が高い傾向にあると考える。
- 地方自治法施行令167条の2第1項5号を適用した随意契約理由では「緊急」を、6号を適用した随意契約理由では「不利」を使用し、随意契約の理由に沿った表現にした方がふさわしいと考える。
- 言葉の使い方を含め、丁寧かつ的確に表現するようにしたいと考える。
- 指名競争入札で、指名業者数が多いのに対し、1者応札の工事が散見される。また、1者応札で、応札者が同じ業者のケースもみられるが、その理由は。
- 主に西部建設事務所安芸太田支所発注の災害復旧事業において、ご指摘の状況が生じているが、同支所管内は、都市部と比較して建設業者数が少ない一方で令和3年の7月、8月豪雨で多数の災害が発生しており、技術者の確保が困難であったことなどから、応札者が減少したのではないかと考える。また、災害復旧工事は工事の性質から工事箇所から離れている業者は敬遠するケースも多く、結果として地元の同一業者の受注が多くなったのではないかと考える。

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案1 輛松永線 道路改良工事 (工事用道路)

意見・質問

回答

- 本工事は総合評価落札方式を適用しており、入札価格は全ての者が同額であるが、評価値に差が生じている。これは、価格競争では優劣がなかったが、技術評価による競争で落札者が決定したとの理解で良いか。また、技術評価の中で、評価点に差が生じた項目を説明してもらいたい。
- 企業の施工能力に対する評価項目として 工事成績最高点という項目があるが、この項目は業者の技術力を評価するものという理解で良いか。
- また、配置予定技術者の能力に対する評価項目においても、工事成績最高点という項目があるが、同様に技術力に対する評価という理解で良いか。
- 落札者は指名除外の項目において何かしらの要因で、評価点がマイナスとなっているが、他の評価項目で高得点であり、結果として総合得点が最も高くなったとの理解で良いか。

- その考えの通りである。  
技術評価で評価点に大きく差が生じた項目は、災害復旧工事の受注実績であり、災害復旧工事を多く受注していただいた業者が高い評価を得る結果となった。
- 当該項目は、業者の地域貢献の実績を評価する一つの指標と考えている。
- その考えの通りである。
- その考えの通りである。
- その考えの通りである。

【東部建設事務所長／技術管理担当監】

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案2 県立障害者リハビリテーションセンター医療センター2病棟LED照明改修工事	
意見・質問	回答
<p>○ 本事案は、19者の応札があったにも関わらず全者同額の応札で、落札者はくじ引きで決定しており、結果として競争性が働いていない様に思う。本事案について、競争性が働いている点を説明してもらいたい。</p> <p>○ 結果としてくじだけで落札者が決定しており、競争が働いているといえるかどうか。過度な競争を求めるものではないが、技術評価や地域性を考慮するなどにより、競争が働いたことが結果において明確になることが望ましいのではないか。</p>	<p>○ 本工事は予定価格を事前公表している案件で、全ての者が調査基準価格で応札した。落札率は89.8%であり競争は働いていると考える。また、くじにより落札者を決定されており、透明性も確保されている。</p> <p>○ 県下を二区分に分けるルールに沿っており、地域性も考慮している。</p> <p>○ 制度運用上、設計金額5,000万円以上については総合評価落札方式を適用しているが、それに満たない比較的少額の工事については価格競争のみの一般競争入札で発注する運用としている。これらのケースにおいても可能な限り競争が働くよう取組を継続してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【設備工事担当監／建設産業課長】</p>

議題（２） 抽出事案について	
抽出事案３ 令和３年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間・山腹工事 No. 7-2	
意見・質問	回答
<p>○ 応札者が一定数存在する中で、最終的にくじ引きで落札者が決定しているが、競争性は働いているのか。また、辞退者が比較的多いが、その理由は。</p> <p>○ 本件に関わらず、総合評価落札方式を除いて、調査基準価格付近に多くの者が応札しくじ引きとなるケースと、災害復旧工事など1者又は少数の応札で落札率が約100%に近くなるようなケースに二極化しているのではないかという印象を受ける。</p> <p>本来は予定価格付近の適正な金額付近で競争が働くのが理想であり、仮にこういった傾向があるとすれば、望ましいものではない。</p> <p>調査基準価格で入札し、くじ引きとなるケースの比率はどの程度か。</p>	<p>○ 工事現場が県道から比較的近く現場条件がよいことなどが、応札者が一定数確保できた要因ではないかと考えており、競争は働いていると考える。また、価格競争の上、最終的にくじ引きで落札者が決定することについては、やむを得ないと考える。</p> <p>また、辞退者が多い要因としては、多くの業者が平成30年災害復旧工事を受注し、技術者や作業員不足によるものではないかと考える。</p> <p>○ 全体の傾向については、あらためて整理する。</p> <p style="text-align: right;">【西部農林水産事務所東広島農林事業所長／ 建設産業課長】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 4 一級河川 江の川水系 今出原川 河川災害復旧工事 (令和3年災第1503号・1523号)	
意見・質問	回答
<p>○ 過去の資料を含め、特に北部建設事務所発注の災害復旧工事で、応札者が少なく落札率が高い工事が多い傾向にあったと記憶している。</p> <p>不調が続いていて、仕方なくどこかの業者が応札する状況なのか。それとも不調はあまり発生せず、少ないながらも応札者がいる状況なのか。</p> <p>○ 1者応札の案件については、不調を繰り返した案件と、不調とならずに応札された案件とそれぞれの程度の割合で発生しているのかなどの実態把握も必要ではないか。</p>	<p>○ 本事案は不調案件の再入札ではなく、最初の競争入札で1者のみだに応札された。</p> <p>また、過去、不調になった事案で、時期を変えて再度、競争入札を実施したところ、業者の技術者の不足等の状況が変わり、応札されたことは幾度もある。</p> <p>○ 調査範囲等も調整のうえ、今後整理する。</p> <p style="text-align: right;">【北部建設事務所長／建設産業課長】</p>